

令和4年7月1日

緑化計画書・緑化完了書 押印省略と訂正方法について

◎緑化計画書及び緑化完了書を届出する際の押印について、下記の方法により押印を省略することができます。

表紙の事業者及び代理人それぞれの欄に氏名を自署（署名）すれば印鑑を押すことは不要です。ただし、どちらか一方又は両方に、下記のような記名があった場合は、自署していない氏名への押印は必要となります。

※下記の場合は、押印を省略することができません

- (1) 代理人が事業者に代わって事業者欄に氏名を書き記した場合
(事業者が代理人欄に記名する場合も同様)
- (2) 事業者又は代理人欄に下請会社又は協力会社の担当者等が記名した場合
- (3) ゴム印やプリンター等により記名した場合

◎緑化計画書及び緑化完了書の記載内容に誤記や修正が生じた場合の訂正方法

従前、訂正箇所がある場合には、事業者又は代理人印を訂正箇所に押印したうえで訂正いただいておりますが、下記の方法により訂正することも可能です。

a) 事業者又は代理人が訂正する場合

- ・・・訂正箇所に2重線を引き、事業者又は代理人自らが直筆で訂正

b) 事業者又は代理人以外の下請会社若しくは協力会社の方、又は、代理人の系列会社の担当者などが訂正する場合

- ・・・代理人欄の下部に会社名、電話番号、氏名を訂正する方が自ら記入したうえで、訂正箇所に2重線を引き、直筆で訂正